

輸入木質バイオマスの持続可能性について

2025年10月

資源エネルギー庁

本日ご議論いただきたい事項

- 第33回WGでは、**輸入木質バイオマスの持続可能性等の整理に向け**、今後の検討の進め方のイメージをお示しするとともに、**様々なご意見をいただいたところ**。
- 本日は、引き続きフォローすることとしていたEU-RED3等に係る最近の状況や検討経緯をお示し するとともに、当面の対応等についてご議論いただきたい。

【第33回WGにおける主なご意見】

- ➤ EUと日本とでは、バイオマスの調達先や調達量が異なり、それぞれ抱えるサスティナビリティの課題も異なると考えられる。まずは現状、日本のバイオマスの調達先での課題について整理すべきではないか。
- ➤ EU-REDのような厳格なルールを設けたとしても、現状では実効性を担保する仕組みがないため、改正クリーンウッド法やSBP/GGLなどの運用状況もフォローした上で、日本に合った仕組みを整理すべきではないか。
- ▶ 今後の検討の参考とするため、ライフサイクルGHGに係る自主的取組のフォローアップだけでなく、持続可能性確保 に向けた取組についても、業界団体からヒアリングを行うこととしてはどうか。
- ▶ 日本側で設けるルールの実現可能性の観点では、<u>生産国側の制度を理解することも不可欠</u>であり、不整合や二重規制にならないようにすることが重要。
- ▶ <u>合法性・持続可能性ガイドライン</u>は、グリーン購入法の下で林野庁が策定したものであり、これをFIT/FIP制度としても参照しているが、<u>今後の検討に向け、同ガイドラインにおけるバイオマスの扱いを明確化しておく必要</u>がある。
- ▶ 合法性・持続可能性ガイドラインの下で利用されている既存の認証スキーム等が、どのような項目を確認することになっているのか、情報を整理しておくことも重要。

今後の検討の進め方について

輸入木質バイオマスの持続可能性基準等の整理に向け、いただいた主なご意見を踏まえ、今後の 検討の進め方のイメージをまとめると以下のとおり。

主に本日ご議論いただきたい事項

今後の検討の進め方イメージ ※追加の論点等に応じた変更があり得る。

EU-RED3等の実施状況、生産国・認証スキームの対応状況、 他の需要国の動向、日本の木材利用状況 等 国内事業者への普及のしやすさと、持続可能な電源としての信頼性とのバランス EU-RED3の実施状況や効果を把握した上で、FIT/FIP制度への反映を検討 輸入木質バイオマスに求める 持続可能性の項目・評価基準 森林の価値・ポテンシャルに対する基準 基準を満たすことの確認方法 避けるべきリスクに対して講じるべき手段 重要項目の整理や発信 基準の適用対象や経過措置等

> 国際的な動向等に応じて追加的な ¦対策が取れるような仕組み

FIT/FIP制度への反映

1. EU-RED3/EUDR等に係る各国等の対応状況

- 2. EU-RED3の持続可能性基準に係る検討経緯等
- 3. 持続可能性基準に係るFIT/FIP制度への反映方法
- 4. 想定される確認項目の提示

EU再生可能エネルギー指令に係るEU加盟国の対応

- EU再生可能エネルギー指令(RED:Renewable Energy Directive)は、EU加盟国に対して 再エネ導入の目標設定を求める枠組み。2023年10月にEU-RED3が発効され、森林バイオマ スに求める持続可能性基準が強化。
- <u>EU加盟国は、2025年5月までにEU-RED3に準ずる国内法を整備</u>することとしていたが、<u>多くの</u> <u>国で整備が完了せず</u>、欧州委員会は通知を実施。EU-RED3適用に向けた準備やEU-RED2の 当面維持など、<u>各国の対応状況が明らかになりつつある</u>。

EU再生可能エネルギー指令(RED)の経過

2009年5月

EU-RED (Directive 2009/28) 発効 (液体バイオ燃料の持続可能性基準が策定)

2018年12月

EU-RED2 (Directive 2018/2001) 発効 (バイオマス燃料全般の持続可能性基準が策定)

→加盟国は2021年6月までに国内法を整備予定

2023年1月(当初は2021年1月が期限) 森林バイオマスのEU-RED2持続可能性の確認方法に 係る運用規則(Regulation2022/2448)が発行

2023年10月

EU-RED3 (Directive 2023/2413) 発効

(持続可能性基準の強化)

- ⇒加盟国は2025年5月までに国内法を整備予定
- ※2025年7月、多くの加盟国で国内法の整備が完了せず、 欧州委員会は整備の完了を求める通知を実施。

EU加盟国の対応状況

	EU-RED3国内法の整備状況	管轄官庁
ドイツ	2025年8月、環境・自然保護・原子力安全省は、EURED3が求めるバイオマス発電の持続可能性基準を含むバイオマス電力持続可能性条例(BioSt-NachV)の草案を公表。	環境·自然保護·原子力安全省
フランス	2025年10月現在、EU-RED3が求めるバイオマス発電の持続可能性基準は法制化には至っておらず、当面の間、EU-RED2の基準に基づき確認を行う旨を決定。	エコロジー移行省
イタリア	2025年10月現在、EU-RED3が求めるバイオマス発電の持続可能性基準は法制化には至っていない。	環境・エネルギー安全保障省
(参考) 英国	2027年以降の大規模バイオマス発電に対する支援の 条件として、ライフサイクルGHG基準をEU-RED3に準拠 して80%削減水準に強化、持続可能な木質バイオマス 供給源の最低割合の引き上げを決定。	エネルギー安全保障・ネットゼ□省

※ 2025年2月時点においても、欧州委員会は、一部の加盟国においてEU-RED2が 完全に国内法制化ができていない旨を指摘している。

https://energy.ec.europa.eu/news/february-infringement-package-kev-decisions-energy-2025-02-12 en

EU森林減少防止規則(EUDR)に係るEU加盟国の対応

- EU木材規則(TR:Tmber Regulation)は、EU加盟国に対して違法伐採木材等の取引を規制する法律。
- 2023年6月、EU森林減少防止に関する規則(DR:Deforestation Regulation)が、 EUTRに代わる新たな法律として発効。その後、適用開始の延期や手続き簡素化等が発表。
- 欧州委員会の発表によると、大企業には2025年12月から適用開始及び6ヶ月の猶予期間、 中小企業には2026年12月から適用開始の予定。

EU木材規則等(EUTR/EUDR)の経過

2010年10月

EUTR (Regulation995/2010) 発効

(違法伐採木材等の取引を規制)

2013年3月: EUTRの適用開始

2023年6月

EUDR (Regulation2023/1115) 発効

(森林減少を引き起こす木材等の取引を規制) ⇒大企業には2024年12月から、中小企業には2025年 6月から適用開始の予定

2024年12月:適用開始を1年間延期する改正が発効

2025年4月:欧州委員会から、デューデリジェンスの簡素 化措置を発表

2025年7月:加盟国やEU議会等から、さらなる簡素化 措置や延期の要望等

2025年10月:欧州委員会から、大企業には2025年 12月から適用開始及び6ヶ月の猶予期間、中小企業に は2026年12月から適用開始を発表

EU加盟国の対応状況

	EUTRの実施法令	管轄官庁
ドイツ	木材流通保安法(HolzSiG)が2011年7月に制定。 木材流通保安法に関する一般行政規則 (HolzSiGVwV)が2013年11月に制定。	輸入材:食糧農業省 国産材:各州にて定める機関
フランス	農業省通達(2013年3月、2014年12月)、エコロジー省通達(2015年4月)により規定。	エコロジ−移行省、農業省
イタリア	EUTRを実施するための法令が2014年12月に制定。	農業食糧·林業政策省
(参考) 英国	UK木材規則を2013年3月から適用開始。EU離脱後もUK木材規則を改正し継続。	製品安全基準局

※現時点で、EUDRについての法令改正は確認されていない。

生産国の対応状況

- EUDRの適用開始に向けた課題について、様々なチャネルにおいて、引き続きEUと生産国との対話が行われているところ。
- EUDR対応への準備を国内で進めている状況や、WTOにおけるEUDRに関する意見表明など、各国の対応状況が明らかになりつつある。

生産国の対応状況

土库国以外心人							
生産国	EUDRに関する対応状況	管轄官庁					
ベトナム	EUDRの要件に沿って、森林が植林地であることを示すコードの発行を試験的に実施しており、全国に適用する予定。ベトナム森林科学研究所が、木材の原産地管理を支援するシステムを開発している。	農業農村開発省					
インドネシア	2025年4月、WTO物品の貿易に関する理事会において、 「EUDRはインドネシアを含む開発途上国に過度な負担を課す可能性がある。国際的な気候変動対策に沿って持続可能性への移行に向けて努力する国にとって貿易障壁となるリスクがある。」旨を表明。	林業省					
米国	 2025年4月、WTO物品の貿易に関する理事会において、「世界的な森林減少の抑制に利益をもたらさないまま、サプライチェーンに多大なコストと負担が課される可能性がある。EUに対しEUDRをTBT委員会に通知するよう引き続き要請する。」旨を表明。 2025年8月、米・EUで合意した貿易協定の枠組みに関する共同声明において、「米国内で生産される関連商品が森林破壊に対して無視できるリスクしか持たないことを認識し、米国とEU間の貿易への不当な影響を回避するため、EUが、EUDRに関する米国の生産者および輸出業者の懸念に対応するための取り組みを行う」旨を表明。 	連邦有林:農務省 山林局、内務省土 地管理局 その他:各州政府					
カナダ	 2024年11月、カナダ・EU農業対話会議において、カナダは EUDRに関する詳細な質問リストを共有。 EUはカナダからの質問の多くがEUDRのFAQ文書に盛り込まれる ことを表明。 	連邦有林:天然資源省 その他:各州政府					

EUDRに係るEUと生産国との連携事例

マレーシア

▶ 2025年7月、駐マレーシアEU代表部とマレーシア・プランテーション・商品省の支援の下、EUDRに関する中小事業者向けのトレーニングを開催。



出典: https://zerodeforestationhub.eu/news/how-smes-can-be-supported-towards-eudr-implementation-insights-from-trainings-in-kuala-lumpur/

第三者認証スキームの対応状況

- 欧州委員会では、<u>EU-RED2が求める持続可能性基準を確認できる認証スキームとして、森林</u>バイオマスについて<u>5件を承認。EU-RED3に関しても承認プロセスが進んでいる</u>ものとみられる。
- また、各認証スキームでは、<u>EUDRが求めるデューデリジェンス</u>に必要な情報を、<u>森林バイオマス</u>のサプライチェーン上で伝達する仕組みを構築し、提供を開始している。

EU-REDに係る第三者認証スキームの承認状況

	欧州委員会による承認	各認証スキームの発表
第三者認証スキーム	EU-RED2持続可能性基準 (森林バイオマス)	EU-RED3持続可能性基準 (森林バイオマス)
KZR INIG	〇(2022年4月及び12月に 決定)	2025年5月6日に欧州委員会の技術評価をクリア。
SURE	〇(2022年4月に決定)	2025年5月20日に欧州委員会により承認。
SBP	〇(2022年9月に決定)	2025年5月8日に欧州委員会の技術評価をクリア。
PEFC	〇(2024年12月に決定)	2025年4月に欧州委員会の 技術評価をクリア。
ISCC EU	〇(2024年12月に決定)	2025年5月20日に欧州委員会の技術評価をクリア。
Better Biomass	審査中(ポジティブ技術評価)	_
GGL	審査中	_
2BS Voluntary scheme	審査中	-
RSB	審査中	_

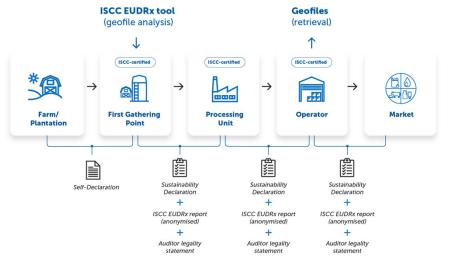
[※]EU加盟国は欧州委員会による承認を得ていない第三者認証スキームであっても、信頼性が確保されていると判断すれば各国の制度において利用可能。

出典: https://energy.ec.europa.eu/topics/renewable-energy/bioenergy/voluntary-schemes en 各認証スキームHP

EUDRに係る第三者認証スキーム対応状況

第三者認証 スキーム	EUDRへの対応状況			
FSC	FSC's Regulatory Moduleを提供開始。			
PEFC	PEFC EUDR DDSを提供開始。			
SBP	DTS EUDR moduleを提供開始。			
ISCC EU	ISCC EUDR Add-onを提供開始。			

ISCC EUDR Add-onのイメージ



出典:各認証スキームHP

[※]EU-RED3に係る承認状況については、現時点で欧州委員会から公表されていない。

- 1. EU-RED3/EUDR等に係る各国等の対応状況
- 2. EU-RED3の持続可能性基準に係る検討経緯等
- 3. 持続可能性基準に係るFIT/FIP制度への反映方法
- 4. 想定される確認項目の提示

EU-RED3の持続可能性基準に係る検討経緯について

- <u>EU-RED3の持続可能性基準</u>については、EU-RED2からの変更点として、特に<u>原生林・老齢</u>
 <u>林等に関する基準の強化</u>が行われた。
- 当該基準の検討に当たり、**欧州委員会はバイオマスの供給源に応じた炭素回収期間等や、 基準の強化がバイオマスの供給に与える影響について評価**。

持続可能な伐採基準 (EU-RED3 第29条第6項)

- • 森林バイオマスから生産されるバイオマス燃料については、生産国において、持続可能性についての要求事項を担保する法令や監視・執行の仕組みが整備されていること、または森林供給地域で管理の仕組みが整備されていることが求められている。
- 要求事項としては、**伐採作業の合法性、<u>伐採地域の森林再生</u>、湿地や泥炭地等の保護**、森林所在国で定義される**老齢林や原生林の劣化や植林地への転換の回避、森林の長期的な生産能力 の維持・向上**等が求められている。
- ◆ なお、<u>伐採作業の合法性</u>については、<u>EUTR(EUDR)に準拠して証明</u>することとされている。

EU-RED3 持続可能な伐採基準のポイント

※下線部はFU-RFD2からの変更占

項目
木質バイオマス の持続可能な 生産に関する 基準 (29条6項)

①EU-RED3に係る欧州委員会の評価(バイオマスの炭素回収期間等)

- EU-RED3検討時、欧州委員会が参考にした**欧州委員会共同研究センター(JRC)のレポート** では、**バイオマスの供給源に応じた炭素回収期間と生物多様性への影響を評価**。
- 本レポートでは、バイオマスの供給源として、<u>粗大な木質残さや切り株、原生林・老齢林、自然再</u>生林等については、<u>炭素回収期間と生物多様性の両面において悪影響が及ぶと評価</u>。

JRCレポートにけるバイオマス供給源に応じた炭素回収期間と生物多様性への影響評価の概要



	番号	経路の説明
	1	粗大な木質残さ
	2	細かな木質残さ(葉)、景観基準超え
伐	3	細かな木質残さ(葉)、景観基準以下
伐採残さの除	4	細かな木質残さ(針葉樹)、景観基準超え
\\d^2	5	細かな木質残さ(針葉樹)、景観基準以下
除	6	細かな木質残さ(落葉樹)、景観基準超え
去	7	細かな木質残さ(落葉樹)、景観基準以下
	8	低い切り株、景観基準超え
	9	低い切り株、景観基準以下
	10	単層林による自然草地への植林
	11	複層林による自然草地への植林
	12	他の人工林による自然草地への植林
	13	単層林によるヒースランドへの人為的な植林
	14	複層林によるヒースランドへの人為的な植林
植林	15	他の人工林によるヒースランドへの人為的な植林
7/1	16	ヒースランドにおける人為的な自然林の拡大
	17	単層林による旧農地への植林
	18	複層林による旧農地への植林
	19	低強度で管理される他の人工林による旧農地への植林
	20	旧農地における自然林の拡大
拉古	21	原生林・老齢林から人工林への転換
植転林	22	自然再生林から単層人工林への転換
転換へ	23	自然再生林から復層人工林への転換
の	24	自然再生林から低強度で管理される他の人工林への転

※なお、JRCレポートでは、これらの影響評価について以下のとおり述べている。

こうした総合評価は森林バイオエネルギーの今後の方向性に関する議論・討論のための初期的な基盤になると考えているが、これらの評価はあくまで定性的なものであり、必然的に我々自身の判断が反映されていることを強調したいと考える。同じ文献であっても、異なる著者が検討すれば若干異なる結論に至る可能性がある。

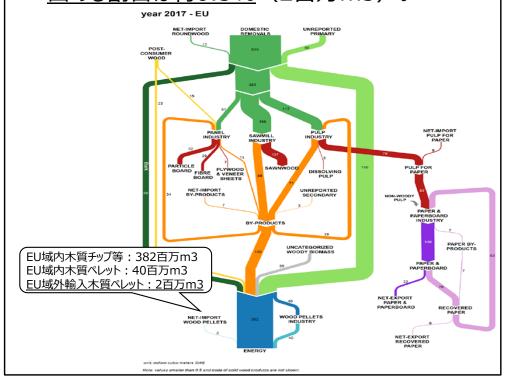
研究者には、我々と同様の定性的な手法や、可能であれば定量的な手法を用いて、同様の評価を行うことを提案する。これにより、政策立案者が、短期的に気候変動を緩和しつつ、地域の森林生物多様性を維持・向上させるバイオエネルギーの道筋を選択するためのガバナンスを支援できると考える。

②EU-RED3に係る欧州委員会の評価(バイオマスの供給に与える影響)

- EUにおいて、多くの木質バイオマスはEU域内で生産されており、EU域外からの輸入はごくわずか。
- EU-RED3の検討時、欧州委員会は、**持続可能性基準(ライフサイクルGHG基準を含む)の** 強化について、EU域内でのバイオマス生産量への影響は限定的であるとともに、EU域外からの輸 入については2030年までに7%削減されると評価。

EUにおける輸入木質ペレットの割合

欧州委員会共同研究センター(JRC)によると、 2017年のEUにおける木質バイオマスの総消費 量(約4.2億m3)のうち、輸入木質ペレットの <u>占める割合は約0.5%</u>(2百万m3)。



出典: JRC Sankey diagrams of woody biomass flows in the EU 2021 release

持続可能性基準強化に対する影響評価

- EU-RED3の検討時、欧州委員会は、持続可能性基 準強化(ライフサイクルGHG基準を含む)に対する影 響を評価。概要は以下のとおり。
- 持続可能性基準の強化は、第三国の事業者が基準を 遵守せず、輸出をEU以外に向けることを選択するため、 EU域外からのバイオマス輸入を減少させる可能性がある。
- ✓ 世界の原生林の大半が位置する第三国からの供給が 一部除外されるため、2030年までに輸入が7%減少す ると予想される。輸入の減少はEUの生産への反動につ ながり、価格上昇につながる可能性がある。
- EUにおける老齢林を含む原生林は、希少で規模が小さ く断片化しており、EU全体の森林面積の3%未満。さら に、欧州の多くの国立公園では伐採許可制度が導入さ れているため、バイオマス生産量への影響は限定的。

出典: SWD(2021) 621 COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT REPORT 6.1.2. Impacts not based on modelling 出典: 2025年9月30日 第33回バイオマス持続可能性WG資料2から抜粋・一部修正 12

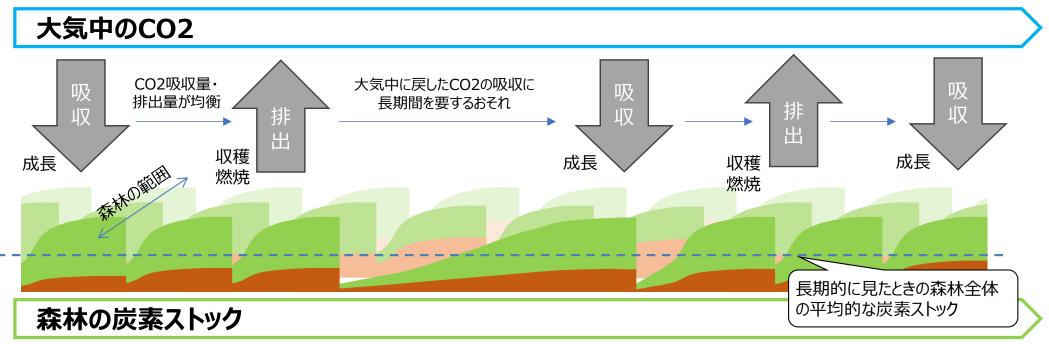
輸入木質バイオマスの持続可能性基準の検討に向けて

- <u>EU-RED3</u>では、バイオマスの供給源に応じた<u>炭素回収期間</u>や、基準の強化が<u>バイオマスの供給に与える影響</u>について評価を行い、特に<u>原生林・老齢林等に関する基準を強化</u>。これらに関して欧州委員会やEU加盟国、生産国等との間で<u>調整・対話が進められているところ</u>であり、EU-RED3やEUDRに対する各国の受容度や実効性等を含め、<u>引き続き状況をフォローする必要</u>がある。
- 特に、欧州委員会が参考としたバイオマスの炭素回収期間に係る論点については、森林吸収源を 確保した上で、バイオマス利用による温室効果ガス排出削減を目指す上での課題であり、森林の 範囲や期間の考え方、炭素ストックの捕捉方法など国際的にも議論の途上であるため、日本におい ても、気候変動対策等の観点から科学的知見の充実が望まれる。
- また、日本は急峻な地形に加えて森林経営が小規模・分散していること、港湾部の発達により海上輸送が活発であることなど様々な要因により、輸入木質バイオマスの占める割合がEUと比較して大きいといった特徴がある。バイオマスの供給に与える影響の観点からも、十分な検討が必要であると考えられる。
- これらの点も踏まえつつ、輸入木質バイオマスの持続可能性基準等の整理に向け、EUの動向等を フォローしつつ、日本における木材利用の実態等も踏まえ、引き続き検討を進めることとしてはどうか。

<参考> バイオマス利用と炭素ストックの関係

- バイオマスの燃焼により排出されるCO2は、そのバイオマスが成長過程で大気から吸収したCO2を、再び大気中に戻すものであり、炭素循環のサイクルにおいてCO2吸収量・排出量が均衡する(カーボンニュートラル)と考えられている。
- 他方、バイオマスを収穫する条件によっては、大気中に戻したCO2の吸収や森林の炭素ストックの回復に長期間を要するおそれなどの議論があり、森林の範囲や期間の考え方、炭素ストックの捕捉方法など国際的に議論の途上であるが留意が必要。
- こうした点も踏まえ、将来にわたってバイオマスが収穫ができるよう、持続可能な木材生産を行い、 安定的なバイオマスの調達につなげることが重要。

バイオマス利用と炭素ストックの関係イメージ

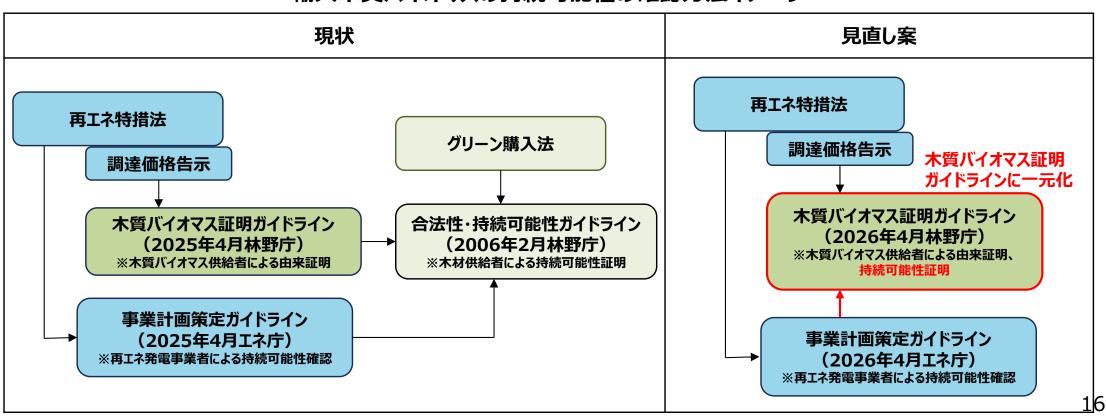


- 1. EU-RED3/EUDR等に係る各国等の対応状況
- 2. EU-RED3の持続可能性基準に係る検討経緯等
- 3. 持続可能性基準に係るFIT/FIP制度への反映方法
- 4. 想定される確認項目の提示

持続可能性基準に係るFIT/FIP制度への反映方法

- FIT/FIP制度では、<u>支援対象となる木質バイオマスに求める具体的な条件や手続き等</u>については、木質バイオマスの生産や流通等を所管する<u>林野庁が策定した「木質バイオマス証明ガイドライン」や「合法性・持続可能性ガイドライン」に規定</u>される仕組みとなっている。
- 今後、輸入木質バイオマスの持続可能性基準等が整理され、FIT/FIP制度に反映する場合、これらガイドラインの改正が必要となるが、「合法性・持続可能性ガイドライン」はグリーン購入法の下で様々な木材・木材製品も対象としている。
- そのため、第33回WG等でのご議論も踏まえ、<u>今後の議論に柔軟に対応できるよう</u>、輸入木質バイオマスの持続可能性の確認方法については、「木質バイオマス証明ガイドライン」に内容を整理・統合することとしてはどうか。 ※2026年度から、輸入木質バイオマスの持続可能性は、木質バイオマス証明ガイドラインに基づき確認するものとして改正・公表することとする。

輸入木質バイオマスの持続可能性の確認方法イメージ



- 1. EU-RED3/EUDR等に係る各国等の対応状況
- 2. EU-RED3の持続可能性基準に係る検討経緯等
- 3. 持続可能基準に係るFIT/FIP制度への反映方法
- 4. 想定される確認項目の提示

想定される確認項目の提示

- 第33回WG等でのご議論を踏まえ、合法性・持続可能性ガイドラインの下で、輸入木質バイオマス向けに利用されている主な証明方法の確認項目について、事務局において情報整理を行った。主な証明方法の詳細は、P.22以降のとおり。
 - ※輸入木質バイオマスの持続可能性については、同ガイドラインにおける(1)森林認証制度等を活用した証明方法、 (3)個別企業等の独自取組による証明方法が多くを占める。
- <u>合法性・持続可能性ガイドライン</u>は、グリーン購入法の下で木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものであり、<u>具体的な確認項目については個々の証明方法に委ねられている</u>。そのため、<u>環境、社会・労働、ガバナンスなど確認項目の多くは共通</u>するものの、第三者認証スキームや独自取組の<u>個々の証明方法による違いはある</u>。
- 現状、合法性・持続可能性ガイドラインの下では様々な証明方法が選択されているところ、今後の輸入木質バイオマスの持続可能性基準等の整理に向け、事業者に一定水準の取組を促す観点から、想定される確認項目として、第25回WGにて林野庁から示されたSBP/GGL向けの基準を、林野庁ガイドラインにおいて提示することとしてはどうか。
 - ※先述のとおり、2026年度から、輸入木質バイオマスの持続可能性は、木質バイオマス証明ガイドラインに基づき確認するものとして改正・公表することとし、上記の想定される確認項目についても同ガイドラインにおいて提示することとする。

<参考>持続可能な森林経営に関する国際的議論

- 世界的な森林の減少に対し、1992年の地球サミットにおける森林原則声明で合意された「持続 可能な森林経営」をキーワードに、様々な国際的な取組が進められている。
- 近年では、**COP26**において、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、森林保全と回復促進等の取組を強化する「**森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言**」が発表。
- 現時点で、**持続可能性について国際的に合意された定義はない**ものの、持続可能な森林経営に係る**取組の重要性や方向性については国際的に認識が共有されつつある**。

森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言(2021年11月)の概要

温室効果ガス排出と吸収源のバランス等のために、森林、生物多様性、持続可能な土地利用が果たす重要かつ相互に依存した 役割を強調。

持続可能な生産・消費、貿易及び金融・投資という相互に関連した分野で変革をもたらす更なる行動等が必要と認識。 持続可能な開発の実現等を行いつつ、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させるために、 共同で取り組むことにコミット。

以下の共通の努力を強化する。

- (1) 森林及びその他の陸域生態系の保全とその回復を加速。
- (2) 持続可能な開発や持続可能な生産・消費を促進し、森林減少や 土地劣化を引き起こさない貿易や開発政策を促進。
- (3) 収益性の高い持続可能な農業開発や森林の多面的価値の認識などを通じ、脆弱性の軽減、農村の強靭化や生活向上の実現。
- (4) 持続可能な農業にインセンティブを与え、食料保障を促進し、環境 に役立つ農業政策・プログラムを実施し、必要に応じて再設計。
- (5) 持続可能な農業、<u>持続可能な森林経営</u>、森林の保全と回復を可能にするための官民の多様な資金源からの資金・投資を大幅に増加。
- (6) 森林の損失・劣化を好転させるための国際的な目標と、その実現に必要な資金の整合を促進。 出典: 林野庁HP



出典:英国政府HP

<参考>木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(2006年2月 林野庁)

- 〇 木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたガイドライン(平成18年公表)。
- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法として、3つの方法を提示。

<木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法>

(1) 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。 団体の認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能 性を証明されたものであり、分別管理されていることの証明書を交付。生産・加工・流通の各段階で証明書 の交付を繰り返して行い、証明の連鎖を形成することにより証明。

(3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

※輸入木質バイオマスの持続可能性については、(1)森林認証制度等を活用した証明方法、(3)個別企業等の独自取組による証明方法 が多くを占める。なお、(2)団体認定に係る証明方法は、木質バイオマス証明に係る団体認定とは別の枠組みであることに留意。

<参考>輸入木質バイオマス(SBP及びGGL)に求める持続可能性基準

- 第25回WGでは、輸入木質バイオマスのライフサイクルGHGの確認方法として整理されたSBP及びGGLが、 合法性・持続可能性ガイドラインにも適合する根拠について、林野庁から報告が行われた。
- この際、<u>林野庁は</u>、委員からの意見を踏まえ、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性基準を一部読み替え、<u>輸入木質バイオマス(SBP及びGGL)向けの基準として提示</u>し、これをSBP及びGGLに要請・反映した。

SBP/GGLに要請・反映した持続可能性基準 ※赤色文字部分が木質バイオマス向けに読替・追加した箇所

項目		評価基準(RSPO2013を元に作成)			
		■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。 (「一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域を開発していないこと」と読み替え)	P&C認証		
環境	土地利用変化への配慮	■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとすること。 (「土壌を保護すること」と読み替え)	P&C認証		
	 温室効果ガス等の排出・汚染削減 	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	P&C認証		
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	P&C認証		
社	農園等の土地に関する適切な権原: 事業者による土地使用権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明すること。			
会・	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	P&C認証		
労働	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。			
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	P&C認証		
ガバ	法令遵守(日本国内以外)	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	P&C認証		
八 ナ	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	P&C認証		
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体		
サプライ	チェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。			
===:-		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体		
認証に	おける第三者性の担保	■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。	全体		

出典:2023年10月31日 第25回バイオマス持続可能性ワーキンググループ 資料2をもとに作成

〈参考〉合法性・持続可能性ガイドラインの下で、輸入木質バイオマス向けに利用される主な証明方法の詳細

<参考>個々の証明方法における規定(環境①)

	参考基準	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
	■ 一定時期以降に、原生 ■	■ 森林を農業用途に転換しな 🕨		■ 天然林または保全価値の高い地域を	
	林又は高い生物多様性	い。(PEFC ST	おいてリスク軽減すべき原料	プランテーションまたは非森林用地利	■ 適当な規模で行われている森林管理活動
	保護価値を有する地域を	1003:2024 Ø 8.1.4)	(controversial	用に転換したり、天然林から非森林	がエコリージョンレベルで重要なHCVを脅威
	開発していないこと ┃	■ 森林の他用途への転換を原	sources)の属性として以	用地利用に直接転換した敷地のプラ	にさらしていない。組織は、まずエコリージョン
		則禁止とし、土地利用・森林	下を定義。	ンテーションを転換したりしてはならない	レベルでいずれかのHCVが脅威にさらされて
		管理に関する政策・法令との		(但し、以下を除く)	いないかを評価しなければならない。エコリー
		整合性、生態的・文化的価	土地利用および森林管理に	a) 管理単位の非常に限られた部分	ジョンレベルで脅威に晒されているHCVがあ
		値や高炭素蓄積域への配慮	適用される国家および地域	に影響を与える	る場合、組織は供給地域レベルでどのように
		5%以下の転換面積、長期	の政策・法令に準拠している	b) 管理単位において、明確で実質	森林管理活動がこれらHCVと関係している
ᆂᄴᆀᅋ		的な環境・社会的便益など、	生態学的に重要な森林地は、	的、追加的、安全な長期保全および	のかを評価しなければならない。本カテゴリー
土地利用		正当性が科学的・社会的に	域、文化的・社会的に重要した地は、スターのクラスを持ち	社会的利益を生み出す	のリスクアセスメントのためにはエコリージョンレ
変化への 配慮		認められる場合に限り例外を	な地域、その他の保護地域	c) 高い保存価値、またはそれらの高	ベルで重要なHCVの特定が必要である。原
化思		許容。(PEFC ST 1003:2024 の 8.1.5)	に悪影響を与えない、高炭 素蓄積地域を破壊しない、	い保存価値を維持または向上させるために必要な場所や資源に損害を与	生林景観に関して、公共の安全保証のた
天然林の	l .	■ 2010年12月31日以降に	系 歯 傾 地 域 を 破 様 し な い 、 一 長 期 的 な 保 全 、 経 済 的 ・ 社 一	えたり、脅かしたりしない	めの火災対策または火災予防活動は最小 限のかく乱伴う経済活動とは考えない。本
保全	l ľ	■ 2010年12月31日以降に 原生林や自然再生林を転換		(FSC-STD-60-004 V2-1の6.9)	
体主		して造成されたプランテーショ	限り例外を許容。	(13C-31D-00-004 V2-100.9)	ができる。
		ン林・人工林は認証対象外。	(PEFC ST 2002:2020		a)原材料が指定されたいずれの地図で示さ
		ただし、生態系保全・回復目	の3.7(e))		れているHCVからも産出されていない。
		的で造成されたものや、成熟	33.7(0)		b)供給地域にはエコリージョンレベルで重要
		時に自然再生林に類似する			なHCVが存在しないことが、供給地域/供
		構造を持つ森林は例外的に			給区域レベルの独立した検証可能な情報
		認証対象となる。(PEFC			(NGOの報告書、環境影響評価等)に
		ST 1003:202408.1.6)			より示されている。
					(FSC-STD-40-005 V3-1管理木材カテ
					⊐ັ∪3の3.1)

※PEFCについて: PEFCでは基準文書がBenchmark StandardとInternational Standardに分けられる。Benchmark Standardは国際的な基準であり、各国の森林認証制度が、この基準をもとに独自の森林認証基準を作成し、PEFCの承認を受ける。一方、International Standardは企業や認証機関が直接適用されるものであり、特定の分野に対する具体的な認証要件を定めている。本資料で引用するPEFC ST 1003、PEFC ST 1004はBenchmark Standard、PEFC ST 2002、PEFC ST 2003はInternational Standardである。

※FSCについて: FSCは「各国・地域の状況に適合した承認された一連の指標を追加的に使用することなしに、責任ある森林管理の評価と認証に使用してはならない」としており、FSC FM材については、環境①からガバナンス①までの項目について、各国・地域で策定する際に参照される国際的な共通の基準であるFSC-STD-60-004 V2-1 International Generic Indicatorsを引用した。また、FSC管理材については、環境①からガバナンス①までの項目について、FSC-STD-40-005 V3-1 (FSC管理木材調達のための要求事項日本語仮訳)を引用した。

<参考>個々の証明方法における規定(環境①)

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
土地利用 変化への 配慮 天然林の 保全	■ 原料は、2008年1月時 点で次のいずれかの状態 にあり、土地転換によりそ の状態にない土地からは 調達してはならない: a. 森林、b. 湿地、c. 泥炭 地、d. 生物多様性の高 い草原。(Standard1 の2.2.1)	■ 森林管理ユニット内の森林を、木材植林地を含む他の土地利用形態に転換することは、保全価値の高い土地への悪影響がない等の条件を満たす場合を除き許可されない(S5.の2.3) ■ バイオマスは、2008年1月1日以降に湿地から代替の乾燥した生態系に転換された土地からは供給されない(S5.の7.2) ■ 原則として、バイオマスは1997年12月31日以降に自然林の転換によって造成された木材植林地から供給されない(S5.の7.3)			 輸入木材評価シートにおいて、輸入木材の順法性評価、持続可能性評価を行う。 持続可能性評価項目の選択肢に、「森林持続可能性」とある。 (輸入木材評価シート2.持続可能性の評価) 	む、木材・木材製品が関連 適用法規制に準拠すること を示す文書またはその他の

- ※SBP/GGLについて:SBP管理材は、SBPが承認する既存認証(具体的にはFSC管理材、PEFC管理材)に準拠して生産された原料/バイオマス、GGL管理材も、GGLが承認したスキームから調達された材料と定義されており、具体的な基準はないため、ここでは略す。(なお、GGL管理材はGGL S1の基準1.14、GGL S5の原則7、原則8、原則9、基準2.1、基準2.3に準拠しなければならない)。
- ※SVLKについて:生産林の森林利用事業許可(PBPH)における持続可能な森林経営(PHL)パフォーマンス評価基準、保全林における森林利用事業許可(PBPH)及び経営権に 係る持続可能な森林経営(PHL)パフォーマンス評価基準。以下同じ。
- ※JIAについて: JIAQ 環 21-1015P、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領及び輸入木材管理シートを参照している。
- ※製紙連合会について:日本製紙連合会 合法証明デューディリジェンス (DD) システム 会員企業のデューディリジェンスDDマニュアル雛形を参照している。

<参考>個々の証明方法における規定(環境②)

参考基準	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
土地利用変化への配慮土壌の保護	 土壌の損傷を最小限に抑えるための管理、伐採、輸送技術の使用。(PEFC ST 1003:2024の8.2.4) 敏感な土壌、浸食の恐れのある区域または施業によって土壌が水域に過剰に流出する恐れのある区域での森林施業に対する特別な配慮。(PEFC ST 1003:2024の8.5.3) インフラ建設時の裸地露出の最小化、土壌の水域への流入の防止。(PEFC ST 1003:2024の8.5.5) 	デューデリジェンス・システムにおいてリスク軽減すべき原料	■ 水資源と土壌が保護され、希少種および絶滅危惧種、生息地、生態系、景観価値の撹乱および損傷が防止、軽減、および/または修復されるように、インフラ開発、輸送活動および造林を管理する。(FSC-STD-60-004 V2-1の10.10)	■ リスクアセスメント指標として以下を指定。 ■ 組織は「適用可能な法律、規則、批准した国際条約に関する最低限のリスト」(表A)を用いて、評価対象の供給地域の伐採に関する法律を特定しなければならない。(FSC-STD-40-005 V3-1管理木材カテゴリ1の1.1a) ■ 多面的機能の特定及び/または保護に関する国内及び地域の法律と規制。これには伐採に関するもの、伐採の影響を受けるもの、許容できる土壌へのダメージ、緩衝帯の設定伐採地の残存木の

<参考>個々の証明方法における規定(環境②)

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
	■ 原料は、2008年1月時点		■ 泥炭生態系の保護と管理		-	■ 該当する場合は以下を含
	で次のいずれかの状態にあ	よって、以前は排水されて	(土壌の種類が泥炭以外	態及び安定性(指標		む、木材・木材製品が関
	り、土地転換によりその状	いなかった土壌の水分が枯し	の場合、この検証ツールは	3.1)		連適用法規制に準拠する
	態にない土地からは調達し	渇しないことが実証されない	適用しない)(指標	■ 高保全価値地域		ことを示す文書またはその
	てはならない:a.森林、b.	限り、2008年1月1日以	3.1.4)	(ABKT)の存在を考慮		他の情報を得ておく
ᅩᄴᆀᅋ	湿地、c. 泥炭地、d. 生	降に泥炭地として分類され		した保全林の利用において、		■ FLEGT ライセンス材及
土地利用 変化への	物多様性の高い草原。	た土地からバイオマスを調		水管理の調整、洪水の防		CITES材
配慮	(Standard1の2.2.1)	達しない(S.5の7.1)		止、侵食の制御、海水の		■ FSC 認証証明書及び
10)思	■ 供給拠点の土壌の質は、 🛭	■ 森林管理ユニット内の土壌		侵入防止、土壌肥沃度の		PEFC との相互認証制度
土袋の伊	維持または向上されなけれ	の質は、海岸、河川岸、浸		維持その他の生命維持シ		の認証証明書
土壌の保 護	ばならない。(Standard1	食の影響を受けやすい地		ステムを保護する保全林機		■ 第三者合法性証明システ
克支	の2.2.3)	域、傾斜地の景観に特に		能が達成できる。(指標		ムへの準拠を示す文書
		注意しながら維持され、必		3.1の補足説明)		■ EU 木材法、オーストラリア
		要に応じて改善されなけれ				違法伐採禁止法によって
		ばならない(S.5の3.1)				認められた文書
						(7. サプライチェーン情報へ
						のアクセス)

<参考>個々の証明方法における規定(環境③)

	15				
	参考基準	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
	■ 温室効果ガス等の排出や汚		『 デューデリジェンス・システムにおい		■ リスクアセスメント指標として以下
	染の削減の計画を策定し、そ	の効率的利用等の気候変動にポ	てリスク軽減すべき原料	およびそれらの接続性を保護また	を指定。
	の量を最小限度に留めるよう	ジティブな施業の推奨。(PEFC	(controversial sources) の		
	実行していること。	ST 1003:2024の8.1.3)	属性として以下を定義。	水質及び水量への悪影響を回避	批准した国際条約に関する最低
			■ 森林管理に関する、適用可能な	し、その影響を緩和・是正する。	限のリスト」(表A)を用いて、評
			地域、国家または国際的な法令	(FSC-STD-60-004 V2-1の	価対象の供給地域の伐採に関す
			に準拠していない活動を伴う原料	6.7)	る法律を特定しなければならない。
			供給源。この活動には、森林管	※汚染削減に関する指標として記載	(FSC-STD-40-005 V3-1管
			理の実施方法、自然および環境		理木材カテゴリ1の1.1a)
			保護、保護種および絶滅危惧種、		■ 多面的機能の特定及び/または
			財産権・占有権・土地利用権、		保護に関する国内及び地域の法
			労働者の健康・労働・安全、腐		律と規制。これには伐採に関する
			敗防止および税・使用料の支払		もの、伐採の影響を受けるもの、
			いなどが含まれるが、これらに限定		許容できない土壌へのダメージ、
温室効果			されない。(PEFC ST		バッファーゾーンの設定、伐採地の
ガス等の排			2002:2020の3.7(a))		残存木の維持、伐採時期の季節
出·汚染削			■ 上記3.7(a)項の解釈として、環		的制限、林業機械に対する環境
減			境保護に関する法令が挙げられ		要求、農薬やその他の化学薬品
			ており、「水資源に関する法令」を		の使用、生物多様性の保全、空
			含む。また木材伐採活動に関す		気の質、水質の保護と復元、娯
			る法令も挙げられており、「伐採に		楽設備の管理運営、林業以外の
			関連する環境影響評価、土壌資		目的のインフラ整備、鉱物探査及
			源の損傷および撹乱の許容範囲、		び探鉱が含まれるが、これらに限ら
			水路、開放地、繁殖地などに沿っ		れるものではない。 (FSC-STD-
			た緩衝地帯の設定、伐採地にお		40-005 V3-1の管理木材カテゴ
			ける残存樹木の維持、伐採に関		リ1の表A3.3)
			する季節的制限、ならびに機械に		※汚染削減に関する指標として記載
			対する環境要件」とある。		
			(PEFC GD 2001:2025の		
			3.7(a)解釈)		
			《汚染削減に関する指標として記載		
		ĺ			

<参考>個々の証明方法における規定(環境③)

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
	■ LULUCF排出量は、	■ 木材の供給元となる森林	■ 森林利用の取組みにおける環境	■ 保全林の活用における環境に優	_	■ 引用される「日本製紙
	計上されなければなら	管理ユニットは、中長期的	に優しい技術の利用と応用(指	しい技術の適用と活用.(指標		連合会『環境に関する
	な(Standard1の	に炭素貯蔵量を維持また	標2.4)	2.4)		自主行動計画』」」に以
	3.1.1)	は増加させることを目的とし	-	-		下とある。
	■ すべての原料調達は、	て管理されている(S.5の	止するために、森林利用の取組	防止し、森林利用の取り組みの		■ ① 燃料転換、省エネ
	以下の二つの選択肢	8.1)	みの有効性や効率性を高めるた	有効性と効率性を高めるための、		ルギー設備の導入によ
	のいずれかと合致して	■ 原則として、バイオマスは切		法的規制及びガイドラインに基づ		り、2005 年度比で
	いる: A. 供給拠点の	り株からは供給されない	づいた環境に優しい技術の利用と			2030年度までに化石
	評価で森林炭素蓄積	(S.5の8.2)	適用(指標2.4の補足説明)	適用。(指標2.4の補足説明)		エネ ルギー由来 CO2
	が安定・増加している、	■ 森林からの年間丸太伐採				排出量を 286 万トン
温室効果	B. 森林炭素蓄積が	量のうち、エネルギー生成	的成分への影響の管理と監視	的成分への影響の管理及びモニ		削減する。
ガス等の	日然安因で减少しし	のためのバイオマスとして処	(指標3.3)	タリング(指標3.3)		■ ② 主体間の連携のた
排出·汚	いる場合でも、失われ	理される量が平均して半	■ 森林利用活動は、B3廃棄物管			めにナノセルロース等の
染削減	る原料の回復や再生	分以下にする。(S.5の	理を含む物理的及び化学的要	の管理を含めた物理的化学的要		実用化を図る。
10100	を目的とする場合	8.3)	素への悪影響への対処を考慮す	素への悪影響への対応を考慮す		■ ③ 国際貢献のために
	(Standard1の		る必要がある。環境文書によると、	る必要がある。環境文書によれば		用紙の軽量化技術を
	3.2.1)		悪影響は土壌の物理的及び化	負の影響には土壌の物理的化		展開する。
			学的品質の低下、侵食、地盤沈	学的品質の低下、侵食の増加、		
			下、堆積、河川の放流、水質の	地盤沈下、堆積、河川の流量及		
			低下又は大気汚染の形で発生	び水質の低下並びに大気汚染		
			する可能性がある。(指標3.3の			
			補足説明)	可能性がある。(指標3.3の補		
			※汚染削減に関する指標として記載			
				※汚染削減に関する指標として記		
				載		

<参考>個々の証明方法における規定(環境④)

	·				
	参考基準	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保		■ デューデリジェンス・システ	■ 組織は、保護区、保護地域、接続性、	
	┃ 護価値が高い生息地があれば	での生物多様性の維持・保全・強	ムにおいてリスク軽減すべ	1 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	指定。
	その状況を特定し、これらの維	化。(PEFC ST 1003:2024	き原料(controversial	存のためのその他の直接的な措置を通	■ 強力な保護システム(効果的な ┃
	持や増加を最大限に確保でき	の 8.4.1)	sources)の属性として	じて、管理単位における希少種および	保護地区や法令)が整備されて
	るように事業を管理すること。	■ 生態的に重要な森林区域の特	以下を定義。	絶滅危惧種およびそれらの生息地を保	いて、エコリージョンにおけるHCVの
		定·保護·保全·設定。(PEFC ▮	■ 森林管理が景観・生態	護する。これらの措置は、管理活動の	存続を保証している。本指標に関
		ST 1003:2024 の 8.4.2)	系・種・遺伝子レベルでの	規模、強度、リスク、および希少種およ	して低リスクは、次のように示すこと
		■ 絶滅危惧種・保護種の商業的利	生物多様性の維持、保	び絶滅危惧種の保全状況および生態	ができる。
		用の禁止、保護や個体数回復の	全、強化に寄与しない。	学的要件に比例するものとする。組織	a)HCVを保護する強力なシステム
		ための措置。 (PEFC ST	(PEFC ST	は、管理単位内で講じるべき措置を決	が整備されている。強力の定義は、
		1003:2024 の 8.4.3)	2002:2020の3.7(c))	定する際に、管理単位の境界を越えた	国の法律執行の有効性によって判
		■ 伐採・保育作業による生態系への	■ 生態学的に重要な森林	希少種および絶滅危惧種の地理的範	断されなければならない。世界銀
生物多様		永続的な影響の回避、生物多様	地域が特定され、保護、	囲および生態学的要件を考慮に入れ	行の「法の支配」指数が75%以
生物多様性の保全		性の維持・改善への配慮。	保全、隔離されていない	る。(FSC-STD-60-004 V2-1の	上である場合に、強力と判断でき
はの体土		(PEFC ST 1003:2024 の	か、軽視している。	6.4)	る。
		8.4.10)	(PEFC ST	■ 組織は、在来生態系の代表的なサン	b)評価対象供給地域の国/地域
		■ 希少・敏感・代表的な生態系や	2002:2020თ	プル地域を特定して保護し、および/ま	の利害関係者から大きく支持され
		遺伝資源への影響を最小限にす	3.7(d))	たはそれらをより自然な条件に回復する	ている。
		るインフラ設計。(PEFC ST		代表的なサンプル地域が存在しないか	c)森林管理者が、評価対象供給
		1003:2024 の 8.4.11)		不十分な場合、組織は、管理単位の	地域の国/地域の環境関連の利
		■ 枯損木、倒木、老木、希少種の ┃		一部をより自然な条件に戻す。地域の	害関係者と供給区域レベルでの
		保存。(PEFC ST		規模及びその保護又は回復のために	HCV保護方法について合意してい
		1003:2024 の 8.4.13)		講じられる措置(プランテーション内を含し	る。
				む)は、景観レベルでの生態系の保全	(FSC-STD-40-005 V3-1管理
				状況及び価値、及び管理活動の規模、	木材カテゴリ3の3.2)
				強度及びリスクに比例するものとする。	
				(FSC-STD-60-004 V2-1の6.5)	

<参考>個々の証明方法における規定(環境④)

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
	■ 供給拠点の生物多様性に	■ 森林管理ユニット内にあ	■ 保護地域と保護価値の高い地域	■ 保全林の機能と状態の実態	■ 輸入木材評価	■ 引用される「生物多様性保
	関連する主要な種、生息	る高保全価値(HCV)	(ABKT)の存在、安定性及び	及び安定性(指標3.1)	シートにおいて、	全に関する日本製紙連合
	地、生態系、および高保全	または同等の価値を持つ	状態。(指標3.1)	■ 高保全価値地域(ABKT)	輸入木材の順	会行動指針」に以下とある。
	価値(HCV)を持つ地域	サイトと森林タイプの代表		の存在を考慮した保全林の利		
	を特定しなければならない	的地域が特定され、保護	源のための緩衝システムとしての森	用において、水管理の調整、	続可能性評価	性の企業行動指針」を策
	(Standard1の2.1.1)	され、可能であれば強化	林の機能は、保護地域の十分な	洪水の防止、侵食の制御、	を行う。	定するなど、企業の経営方
	■ 供給拠点の生物多様性に	される。これらのサイトには、	割当てがあれば達成できる。保護	海水の侵入防止、土壌肥沃		針の中に生物多様性の保
	関連し特定された主要な	次のうち1つ以上の価値	地域と保護価値の高い地域	度の維持その他の生命維持	価項目の選択	全の概念を取り入れ、その
	種、生息地、生態系、およ	が含まれている可能性が	(ABKT)の割当は、森林生態	システムを保護する保全林機		実現に取り組むことを明示
	び高保全価値(HCV)を	ある:種の多様性、生態	系の種類、生物多様性、生物物	能が達成できる。(指標3.1	様性」とある。	するよう努める。
	持つ地域に対する脅威およ	系と生息地、生態系サー	理学的条件及び存在する特定の	の補足説明)	(輸入木材評価	■ 会員企業は、自らが所有
	び影響を特定、評価しなけ	ビス、景観レベルの生態	条件を考慮しなければならない。保			又は管理する国内外の森
	ればならない。これらは維持	系、文化的価値(S.5の	全価値の高い地域とは、規定に	種、絶滅危惧種及び固有種	能性の評価)	林について、その管理経営
	または向上されなければな	2.1)	従って、生物学的、生態学的、社	の動植物の識別。(指標		計画において生態系レベル、
	らない。(Standard1の	■ 絶滅の危機に瀕している	会的、文化的側面を含む生物多	3.4)		種レベル及び遺伝子レベル
	2.1.2, 2.1.3)	動植物種を保護し、該当	様性保全にとって重要な価値を持			における生物多様性の保全
	■ 供給拠点の生態系、その	する場合には、これらの種	つ地域又は広がりである。保護地	種、絶滅危惧種及び固有種		を明確に位置づけるよう努
	健全性、活力、機能、およ	の個体数を増やし、生息	域と保護価値の高い地域	の動植物の特定は、森林利		める。
生物多様	びサービスは、維持または向	地を改善するための対策	(ABKT)は、当事者により特定、	用事業許可(PBPH)所持		■ 会員企業は、その「原料調
性の保全	上されなければならない	が講じられている (S.5の	組織化及び承認されなければなら	者にとって重要である。保護種		達方針」において、生物多
	(Standard102.2.2)	2.2)	ない。(指標3.1の補足説明)	及び生物多様性の持続可能		様性の保全に配慮すること
	■ 一次原料は、高い炭素蓄 ■	■ 地域の状況に最も適した	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	性を支える森林経営の決定を		を明示するよう努める。
	積量量(HCS)および高	伐採(低インパクト伐	絶滅危惧種及び固有種の動植物	行うための経営権並びに識別		■ 会員企業は、国内の社有
	保全価値(HCV)という	採)と道路建設の方法と	の特定。(指標3.4)	作業は、手順と文書化された		林等自社の自然資本を活し
	複合的な特徴を持つと分	技術を適用することで、生		結果によりサポートされなけれ		用して、希少な野生生物の
	類される供給拠点の森林	態系への不必要なダメー	絶滅危惧種及び固有種の動植物	ばならない。(指標3.4の補		保護、環境教育の場の提
	地域から調達してはならな	ジが防止されている	の特定は、森林利用事業許可	足説明)		供、生態系に関する学術
	い (Standard1の	(S.503.4)	(PBPH) 所持者にとって生物多			研究など生物多様性の保
	3.2.3)		様性の持続性を支援する森林管			全に資する社会的な貢献
			理の決定を下すために重要である。			活動の実施に努める。
			識別作業は、手順と文書化された			■ 会員企業は、日本製紙連
			結果により支援しなければならない。			合会が会員である日本経
			(指標3.4の補足)			済団体連合会自然保護
						協議会が協賛する「生物多
						様性民間参画パートナー
						シップ」に参加するなど民間
						の生物多様性保全の取り
						組みに積極的に協力するよ
						う努める。

<参考>個々の証明方法における規定(社会)

参考基準	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
■ 事業者が事業実施に必要な 土地使用権を確保していることを証明すること。 事業者による 土地使用 権の確保		 ▼ユーデリジェンス・システムにおいてリスク軽減すべき原料 (controversial sources) の属性として以下を定義。 森林管理において関係者の財産権、土地保有権、土地使用権を法的に遵守していない。(PEFC ST 2002:2020の3.7(a)) 森林管理において関係者の財産権、土地保有権、土地使用権を法的に遵守していない。(PEFC ST 2002:2020の3.7(a)) 	知的財産 を使用する際は先住 民族に補償をしなければならない。 (FSC-STD-60-004 V2-1の 3.6) ■ 組織は、先住民族が自身の権利	■ 組織は「適用可能な法律、規則、 批准した国際条約に関する最低 限のリスト」(表A)を用いて、評 価対象の供給地域の伐採に関す る法律を特定しなければならない。 (FSC-STD-40-005 V3-1の管 理木材カテゴリ1の1.1a) ■ 森林伐採活動に関する慣習的な 権利に関する法令。これには利益 配分や先住民族の権利が含まれ る。(FSC-STD-40-005 V3- 1の管理木材カテゴリ1の表Aの 4.1)

<参考>個々の証明方法における規定(社会)

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
	■ 土地の法的所有権お		■ 無料、かつ、事前のインフォームドコン		■ 輸入木材評価シートに	■ 木材または木材製品
	よび資源利用権を尊	を利用する法的権利	セント (FPIC) (指標1.5)	(PADIATAPA)(指標1.5)	おいて、輸入木材の順	が適用法令に準拠す
	重しなければならない	を有する(S.5の	■ 森林利用に係る生産林の森林利用	■ 森林利用事業許可(PBPH)保	法性評価、持続可能性	ることを示すために必
	(Standard1の	1.1)	事業許可(PBPH)所持者が行う	全林又は森林利用の取り組みに関	評価を行う。	要な文書はすべて、
	1.1.2)	■ 森林管理者は、税金	活動は、先住民族の慣習的権利、	連して経営権所持者が実施する活	■ 持続可能性評価項目の	
	■ 木材の伐採に関する	とロイヤリティの支払い		動は、先住民族の慣習的権利、土		用意されている。(8.
	関税、ロイヤルティ、税		与える全ての行為について、事前の	地、領土又は森林資源に影響を与	·· · · · · -	リスクe))
	金を含む、伐採権お	る(S.5の1.2)	情報に基づき、強制することなくイン	える全ての行動について、事前の情	(輸入木材評価シート2.	
	よび原料に対する支		フォームドコンセントを与える又は差し	報に基づいて強制せずに同意を与え	持続可能性の評価)	
	払いは、完全かつ最		控えるという先住民族の権利の利益			
	新のものでなければな		を適用しなければならない。(指標	足)		
	らない (Standard1		1.30/IBX_D/U/J/	■ 保全林利用事業許可(PBPH)		
	の1.1.4)		■ 森林利用事業許可(PBPH)所	及び経営権の所持者の作業区域		
			持者の作業区域と、森林利用事業	並びに慣習法による共同体、保全		
			トのサロケの領域である。			
事業者に			図法上の共同体の領域及び 地元 共同体による土地所有権の 境界線	及び経営権内の地元共同体による 土地管理の領域及び境界の明確		
よる			共同体による土地が有権の境外級 の明確化。(指標4.1)	工地管理の領域及の境界の明確 化。(指標4.1)		
土地使用			め呪嘘化。(指標4.1) ■ 慣習法上の共同体及び地域社会の			
権の確保			- 「関目伝工の共同体及び地域任会の - 林地及び資源の所有、管理並びに	並びに所有する森林資源の管理及		
			利用の権利は、規定に基づいて認識			
			され、尊重されなければならない。天	認識し、尊重されなければならない。		
			然資源の管理は、先住民族又は地			
			域社会の基本的権利(生命への権			
			利、衣食住及び文化の実現の権	(生存権、衣食住及び文化の充		
			利)に配慮しなければならない。透	実)に対応しなければならない。明		
			明性の確保は、森林利用事業許可	確化とは、森林利用事業許可		
			(PBPH)地域内の識別及び紛争	(PBPH)保全林地域又は経営		
			解決フローチャートに係るガイドライン	権地域の特定及び紛争地域のフ		
			の規定に基づいて作成した森林利用	ローチャートに係るガイドラインの規		
			事業許可(PBPH)地域内の地域			
			共同体による地域管理のフローチャー			
			トである。(指標4.1の補足)	経営権の地域内の社会による地域		
				管理に係るフローチャートをいう。		
				(指標4.1の補足説明)		

<参考>個々の証明方法における規定(労働)

	参考基準	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
児童労働の 排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	■ ILOの中核的労働基準では以下を定める: ・すべての形態の強制労働の撤廃 ・児童労働の効果的撤廃 (PEFC ST 1003:2024の	■ 15歳未満または義務教育未 修了の児童労働を使用してい ないことの証明。 (PEFC ST 2002:2020の4.10.2(c))	`	リスクアセスメント指標として以下を指定。対象地域の森林において児童労働またはILO労働における基本的原則及び権利の侵害が起こっているという証拠がない
強制労働の 排除		3.14)	■ 強制労働を使用していないこ との証明。 (PEFC ST 2002:2020の4.10.2(b))	■ 組織は、あらゆる形態の強制労働を排除する。 (FSC-STD-60-004 V2-1の2.1.2)	(FSC-STD-40-005 V3-1 の管理木材カテゴリ2の2.3) ■ 対象供給地域の森林において
業務上の健 康・安全の 確保	■ 労働者の健康と安全を 確保すること。	 ■ 安全な作業環境と指導・訓練の提供、労働時間と休暇の遵守。 (PEFC ST 1003:2024 の 6.3.4.2) ■ 労働条件が安全または健康を害するものでないことの証明。 (PEFC ST 2002:2020の4.10.2(e)) 	■ 労働条件が安全または健康を 害するものでないことの証明。 (PEFC ST 2002:2020の 4.10.2(e))	■ 組織は、労働安全衛生上の危険から労働者を保護するために、安全衛生慣行を実施するものとする。これらの慣行は、管理活動の規模、強度、リスクに比例して、林業作業における安全衛生に関するILO行動規範の勧告を満たすか、それを超えるものとする。(FSC-STD-60-004 V2-1の2.3)	先住民族や種族民に関する ILO規約大169号の侵害が 起こっているという証拠がない。 (FSC-STD-40-005 V3-1
労働者の団 結権・団体 交渉権の確 保	■ 労働者の団結権・団体 交渉権が尊重または確 保されること。	■ 労働者が自由に結社・団体交渉する権利を妨げられていないことの証明。 (PEFC ST 2002:2020の4.10.2(a))	■ 労働者が自由に結社・団体 交渉する権利を妨げられてい ないことの証明。 (PEFC ST 2002:2020の4.10.2(a))	■ 組織は、結社の自由及び団体交渉権を尊重 する。(FSC-STD-60-004 V2-1の2.1.4)	

<参考>個々の証明方法における規定(労働)

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
児童労働 の排除	児童労働は用いてはならない (Standard1の4.1.3)強制労働を用いてはならない	■ ILO条約第138号(最低年齢条約)及び第182号(最悪の形態の児童労働の禁止)に準拠する必要がある(S.5の10.3)	■ 許可証所持者は、労働福祉の保護、発展及び改善の側面に注	労働福祉の保護、発展及び向上(指標4.5)許可証所持者は、労働福祉の保護、発展及び改善に注意を払わなくてはならない。 (指標4.5の補足説明)	輸入木材評価シートにおいて、輸入木材の順法性評価、持続可能性評価を行う。持続可能性評価項目の選択肢に、「人道的問題はまる。	品が適用法令に準 拠することを示すた めに必要な文書は すべて、サプライヤー によって用意されて
強制労働 の排除	(Standard1の4.1.2)	■ ILO条約第29号(強制労働)及び第105号(強制労働の廃止に関する条約)に準拠する必要がある(S.5の10.3)	意を払う必要がある。 (指標4.5の補足説 明)		題」とある。 (輸入木材評価シート2. 持続可能性の評価)	いる。(8.リスク e))
業務上の 健康・安全 の確保	■ 労働者は、健康管理規定、傷病手当、退職手当、障害手当、死亡手当、および労働者災害補償を利用できなければならない(Standard1の4.1.7) ■ 労働者の健康および安全を守るため、方針および手続きを策定、伝達、実施することにより、保護措置を講じなければならない(Standard1の4.1.10)	リスクを事前に把握し、安全 対策プログラムの実施、教育 訓練、保護具の使用によって 確保する必要がある (11.1) ■「林業作業における安全と健				
労働者の 団結権・団 体交渉権 の確保	■ 結社の自由および団体交渉権は、 職場において尊重されなければな らない(Standard1の4.1.1)	 森林労働者について、結社の自由および団体交渉権が尊重されなければならない(S.5の10.1) ILO条約第87号(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)及び第98号(団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約)に準拠する必要がある(S.5の10.3) 				

<参考>個々の証明方法における規定(ガバナンス①)

	参考基準	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
法の遵守	参考基準 ■ 原料もしくは燃料を調達する 現地国の法規制が遵守され ること。	PEFC FM材 ■ 森林管理に関する法令の特定と適用。 (PEFC ST 1003:2024 の 6.3.1.1) ■ 森林管理、環境保全、労働、租税等 に関するすべての関連法令を遵守。 (PEFC ST 1003:2024 の 6.3.1.2)			■ リスクアセスメント指標として以下を指定。 ■ 組織は「適用可能な法律、規則、批准した国際条約に関する最低限のリスト」(表A)を用いて、評価対象の供給地域の伐採に関する法律を特定しなければならない。(FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ1の1.1a) ■ 供給地域において伐採及び木材購入の合法性を示す証拠がある。これには例えばライセンス及び伐採許可発行に関する強固で効果的なシステムが含まれる。(FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ1の1.2) ■ 供給地域における違法伐採の証拠または報告がないか、ほとんどな
情報提供・ 公開	■ 認証取得事業者が関係者に 対し適切に情報提供を行うこ とが担保されること。	 ■ 地域社会・先住民族・その他利害関係者との持続可能な森林管理に関する情報共有・協議の実施。(PEFC ST 1003:2024の7.3.1) ■ 森林管理計画の概要を公開可能な形で整備。(PEFC ST 1003:2024の6.2.7) ■ 組織はCoC要件に関するコミットメントを文書化し、職員・供給者・顧客・関係者に公開。(PEFC ST 2002:2020の4.3.1.1) 	■ 組織はCoC要件に関するコミットメントを文書化し、職員・供給者・顧客・関係者に公開。 (PEFC ST 2002:2020の4.3.1.1)	■ 組織は、管理区画 の中で FSC の原則と基準および関連する指針や規格を 長期 にわたり厳守することを示さなければならない。この公約は無償で 公開可能 な文書に含まれなければならない。(FSC-STD-60-004 V2-1の1.8)	書で認証機関に対して提示しな ければならない。注これらの情報は

<参考>個々の証明方法における規定(ガバナンス①)

	SRD淮坬壮	CCI 認証な	SVIV生産壮	SVIV保全块	114	製紙連合会
法の遵守	SBP準拠材 ■ 原料調達およびバイオマス生産に関する事業は、該当するすべての法規制に適合しなければならない(Standard1の1.1.1) ■ 原料は、CITES(ワシントン条約)、EUTR(EU木材規則)、およびその他の該当する貿易上の法的要件を遵守することを含め、生産されなければならない(Standard1の1.1.3) ■ 違法伐採、採鉱、および不法侵入などの無許可かつ違法な活動から供給拠点を十分に保護しなければならない(Standard1の1.1.5)	トは、あらゆる形態の違法な居住地の違法な立、違法は一個人の企業をはままた。 はままま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま	■ SVLK生産林 ■ 4.4. 適及企長性 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	■ 「大学学院」 「大学学学学学学学、「大学学学学学学学学学学、「大学学学学学、「大学学学学学学学学	価方法等を定めた方針書(マニュアル)を作成しなければならない。この方針書には、少なくとも、以下を明記しなければならない。 1) 確定した供給連鎖の詳細および樹種 2) 供給連鎖への協力依頼および教育方法 3) 適用される法律等および遵守状況の確認方法 4) ベリファイヤーの能力およびベリフィケーションの方法 5) 文書・記録の管理 6) JIA との正式な連絡(連絡者、連絡方法など) 7) 苦情等への対応 8) 運用に疑義が生じた場合の処置(緊急時の処置) 9) 必要な場合、他のマネジメントシステム(内部監査マネジメントレビューなど)	■ 木材または木材製品が適用法令に 準拠することを示すために必要な文書 はすべて、サプライヤーによって用意さ れている。(8.リスクe))
情報提供·公開	■ 関係者の要求に応じて、 供給基地報告書 (SBR)を提供する必要がある (Standard 2の4.3) ■ 経営層は認証の維持および全ての適用条件の遵守に対して、明確かつ文書化されたコミットメントは、自社の従業員、供給者、顧客、ステークホルダーの要請があれば開示されなければならない(Standard 4の1.1)	■ 買い手が法的 要件を満たすた めに必要とされ る場合、関連す る情報へのアク セスを提供しな ければならない (S1の1.15)		-	■ 認証グループは、認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)に対して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称代表者名、住所、認定番号、認定年月日を一般財団法人日本ガス機器検査協会のホームページ等に公表するものとする。(発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の第六)	※需要家等の要請に応じて開示を実施。

<参考>個々の証明方法における規定(ガバナンス②)

	参考基準	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材 ^{※1}	FSC 管理材 ^{※2}
認証の更 割	認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	 (森林認証については以下のとおり) 認証サイクルは最大5年間。 (PEFC ST:1004:2024の7.1.3.3) 監査は年1回以上実施し、認証期間内に最低4回実施が必要。(PEFC ST:1004:2024の7.6.1.1) 「重大」な不適合は監査から3か月以内に是正する必要があり、期限内に是正する必要があり、期限内に是正されなかった場合は、認証機関は認証を停止・取消する。 	 以下はCoC認証の要求事項) 認証は5年間有効。(PEFC ST 2003:2020の7.7.6) 年次監査は毎年実施し、認証期間内に最低4回実施が必要。(PEFC ST 2003:2020の7.9.1) 「重大」な不適合は監査から3カ月以内に是正する必要があり、「軽微」な不適合は次回の監査までに是正する必要がある。(PEFC ST 2003:2020の7.6.4) 認証の終了、縮小、停止、取消は、ISO/IEC 17065:2012の第7.11項に従って実施。(PEFC ST 2003:2020の7.11) 	FSC FM材*1 FSC認証の有効期間は5年を超えてはならない。(FSC-STD-20-001 V5-0の7.6.4)認証機関は、該当する基準で指定された頻度に従って、組織の監視評価を定期的に実施しなければならない。(FSC-STD-20-001 V5-0の7.9.1)監査人は、監査終了時に、予備的な軽微(Minor)および/または観察を含む監査結果を提示しなければならない(FSC-STD-20-001 V5-0の7.4.9)認証機関は、組織が次のことを行った場合、不適合をクローズしたと見なす。a)重大(Major)な不適合に対する是正および是正措置を実施。b)軽微(Minor)な不適合の修正を実施.(FSC-STD-20-001 V5-0の7.4.12)不適合に対する是正には次の最大タイムラインがある。a)重大(Major)な不適合:認証決定前に是正および是正措置が必要になる場合、の7.4.12)不適合に対する是正には次の最大タイムラインがある。a)重大(Major)な不適合:認証決定前に是正および是正措置を実施による即時の措置が必要になる場合による即時の措置が必要になる場合がある。(非常に危険な農薬の使用の即時中止、法的義務の違反、不適合表別に実施さる場合に表別などりものでは、または深刻な環境破壊を引き起こす活動など)とのでは、または深刻な環境でで表別に実施される修正、およびされる是正措置。(FSC-STD-20-001 V5-0の7.4.11)	FSC-STD-20-001の内容に加え例として以下を追加で要求。管理材での場合、不含はいるの場合にいる例をにいる例をできまれている例をできません。 a) 効欠知。 b) 組織がデューデリジェンスを知識にデューデリジェンスを組織がFSC-STD-40-005に対力ののののででである。 c) 組織がFSC-STD-40-005に対力がはできないるとを保証するではできませたがである。 d) の不認はがいることを保証するでは、まなののでは、または関連がある。 e) なる低リスクには、または関連がある。 g) 組織がリスクによる。 g) 組織がリスクによる。 g) 組織がリスクによる。 g) 組織がリスクによる。 g) 組織がリスクにできない場合。 g) 組織がリスクによる。 g) 組織がリスクによる。 g) 組織がリスクによる。 g) 組織がリスクによる。 g) 組織がしたという証機関による。 f) できないは、表評ののよるが対対には、表別の不可なない。 f) であるが対対には、またはには、または、または、または、または、または、または、または、または、または、また

<参考>個々の証明方法における規定(ガバナンス②)

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林 SVLK保全林	JIA	製紙連合会
	 認証の有効期限は最長で5年間とする(Standard 3の1.10) 認証機関は少なくとも年1回、認証要件を守り続けているかを審査する必要がある(Standard 3の13.1) 是正措置は以下の期間に従う 	 認証の有効期限は最長で5年間とする(認証規則の4.14) 認証機関によって毎年現地監査を受け、含まれる規格のすべての要件が検証される(認証規則の3.13) 不適合は重大または軽微に 		■ 原則として、輸入木材評価 シートは認定を受けてから伐 採国の状況、樹種、供給 者に変更がなければ一年間 有効です。認定を継続する 場合、一年ごとに再評価を 行う必要があります。 (JIAQ 環 21-1015P要 求事項1の解説6)) ■ 1 認証グループは、認定事	_
認証の更新・取消	■ 定正指直は以下の期間に促う 必要がある: a. 軽微なづ適合 は1年以内に是正、b. 重大な 不適合は3か月以内に是正 (Standard 3の8.7) 是正措置が、再発防止/適合 確保に不十分と判断された場 合: a. 軽微な不適合は重大な 不適合に再分類され、元の期限 終了から3か月以内に是正が必 要、b. 重大な不適合は証明書 の即時停止につながる、c. 重大 な不適合を軽微な不適合に格 下げすることは認められない (Standard 3の8.10) 一時停止が12カ月以内に解除 されない場合は、認証機関は認 証を取り消さなければならない (Standard 3の14.3)	分類される。重大な不適合は監査から3か月以内に是正されなければならない。軽微な不適合は監査から12カ月以内に解決されなければ、重大な不適合に格上げされる(認証規則の2.1)	■ 持続的株体経営証明書(S-PRL)が失効9 る要因 a. 持続的森林経営証明書(S- PHL)所持者が証明書の凍結決定から3か月 を経過しても審査を望んでいない場合、b. 持 続的森林経営証明書(S-PHL)の所有者が 3か月の証明書凍結期間中に持続的森林経 営証明書(S-PHL)停止の要因となるデータと 情報の不足を補うことができない場合、又は c. 所定の区画外での伐採、人権侵害(HAM)、 違法木材の購入、受領、保管、加工、販売、 作業エリアの森林の焼却などの違反の結果として、 恒久的法的効力を持つ法的決定を受けた経緯 がある場合のいずれかに該当する場合、d. 持 続的森林経営証明書(S-PHL)所持者は、 事業を運営する権利を失うか、事業許可が取消 される。(XIV.4)	業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を JIA のホームページ等に公表するものとする ① 証明書の記載事項(GHG 関連情報を含む。)に虚偽があったとき	

<参考>個々の証明方法(サプライチェーン)

	参考基準	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
サプライ チェーン上 の分別管 理の担保	■ 発電事業者が使用する認証 燃料がサプライチェーン上にお いて非認証燃料と混合するこ となく分別管理されていること。	■ PEFCの表示(claim)は、投入 下のとおり分類される。 ・100% PEFC Origin	される原料と管理システムに応じて以		される原料と管理システムに応じて以

SBP準拠材	GGL認証材	SVLK	JIA	製紙連合会
SBP準拠材 SBP認証バイオマス(準拠材を 含む)は、バイオマス生産後のい かなる時点でも非SBP認証木質 バイオマスと混合しないこと。 (Standard 4の3.3)	■ GGLシステムに入る材料は、内容物の置き換えや混合を防止する方法でのみ輸送できる。 (GGLS1の3.1) ■ 異物 (または GGL-certified/controlledでないもの) による汚染等のリスクが発見・特定されている場合、すべての原材料と製品は追跡・特定されること。 (GGLS1の6.1)		■ 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。(発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施	_

<参考>個々の証明方法(認証における第三者性の担保)

	参考基準 ■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	PEFC FM材 PEFC 管理材 ■ (森林認証) ISO/IEC 17065に従ってPEFC認証システムを認証することについてIAF MLAの認定機関メンバーによって認定を受けた認証機関であることを要求。 (PEFC ST	FSC FM材 FSC 管理材 ■ 認定機関はASI (Assurance Services International) ■ 認証機関はASI-PRO-20-126-TTAP ASI Two-Tier Assurance Procedureに従ってFSC認定を取得する。(FSC-STD-20-001 V5-
認証における 第三者性の 担保		1004:2024の3.2) ■ (CoC認証)認証機関がIAF MLAに署名している認定機関により認定されていることを要求。(PEFC ST 2003:2020の付録2)	0の1.1) ■ (FSC-STD01-003 SLIMFおよびコミュニティ森林適格基準を適用し
	■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関におい ISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。	■ IAF MLAは全ての認定機関に求められる必須基準として ISO/IEC 17011を規定。	■ ASI (Assurance Services International) ISO17011に適合。 ■ ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。

<参考>個々の証明方法(認証における第三者性の担保)

		7127				
	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
	■ 認証機関は、ISO 17065に従って		■ 独立評価認証機関(L		I -	_
	SBPの認定を保持しなければならな					
	い (Standard 3の1.1.1)	により認定される(認証規		引していること(IV. c.		
	■ 認定機関はANAB(ANSI	則の3.3)	1))			
	National Accreditation	■ 認定機関は、European	■ 独立評価認証機関(L	PVI)には、少なくと		
	Board)。	Accreditation(EA)の	も次の条件を備えたSN	I ISO/IEC 17065		
	■ 認証機関は、認証決定を行う主体	他者間協定のメンバー、も	及び SNI ISO 19011	に基づく審査手順が		
	を指名しなければならない。この主	しくは国際認定フォーラム	必要である。 (VI. 1.)			
	体は、評価に関連する全ての情報・	(IAF)メン バー(認証	■ 持続可能な森林経営	(PHL) 業績評価報		
	レビュー・関連情報に基づいて認証	規則の3.3)	告書は審査チームが作品	或し、完全な情報を		
	決定を行う。なお、当該主体の構	■ IAFメンバー又は欧州認定	含み、規定した報告ガイ	′ドラインを参照して明		
	成員は、評価プロセスに直接関与	協力機構と二者協定を結	確かつ順序良く提示した	もので、持続的森林		
	してはならない。(Standard 3の	んだ認定機関が認定を行	経営証明書(S-PHL)	の発行を決定する		
	11.2)	う	ための資料として独立評	価認証機関		
	■ 評価報告書は、少なくとも1名の独	■ IAFメンバーは全て	(LPVI) に提出する。	(VIII. 1.)		
認証におけ	立したピアレビュアーによってレビュー	ISO17011に適合。欧州	■ 意思決定は、審査チーム	ムの報告書に基づい		
る第三者性	されなければならない (Standard	認定協力機構と二者協定	て、独立評価認証機関	(LPVI) の常勤職		
の担保	3の10.5)	を結んだ認定機関は	員 の地位を持つ意思決	マ定者が行う。必要に		
		ISO17011に相当する基	応じて、意思決定者には	は、関連する審査チー		
		準を満たす	ムのメンバーではない検討	正の内容を理解して		
		■ 実態としては、オランダの認	いる担当者が同行する場	易合がある。(IX.		
		定機関RVAが認定を実施				
		しており、RVAは	■ 独立評価認証機関(L	PVI) は、「合格 に		
		ISO17011に適合。	宣言された被審査者に			
		1001/011/02	営証明書(S-PHL)を			
			審査者と合法性及び持			
			ム標章 (SVLK マーク)			
			ライセンス契約を締結す			
	■ 認定機関はISO17011に適合。	_			I -	_
	■ 認定機関はANABであり、国際認					
	定フォーラム(IAF)のメンバー					